

# 同朋運動70周年に寄せて

2020年人権週間を機に

## 藤澤正徳

浄土真宗本願寺派人権問題啓発委員会委員長

(二財) 同和教育振興会常務理事

—— 任命拒否をどう感じたか。

理由を説明しないのは大きな問題。任命権者である菅義偉首相が自ら、明確な説明をするのが基本ではないか。理由なく拒否することが行われれば、例えば文部科学大臣による国立大の大学長の任命などにも拒否権が拡大解釈されていきかねず、危険だ。

科学は国民のためのもので、自由に研究をやってもらうことが大切だ。(中略) 一つの方向へ、国が命令するということでは新しい発見は出てこない。任命拒否のように政府が頭から、これはダメあればダメと、言うのは問題だ。

こういう意見こそ「総合的俯瞰的観点」から述べられていると感じました。

日本学術会議 第25期幹事会記者会見に提出された「日本学術会議 第25期幹事会記者会見資料」(令和2年11月12日)には、任命拒否に対する抗議声明(学協会・大学等) 24件が掲載されておりまし

## はじめに

同朋運動70周年そして人権週間という時期の中から、現在の政府の施策にとっても私は憤りを感じました。日本学術会議 会員任命拒否の問題です。日本学術会議が推薦する新会員候補6人を、任命権者である首相が拒否したのでした。任命権者は首相であります。なぜ拒否したのかについては、「総合的、俯瞰的活動を確

保する観点から」といって、明確な拒否理由は説明されません。説明しないということは、拒否したことに、納得させるだけの理由がないと言わざるを得ません。そして、拒否された会員は、自分の歩んできた人生を土足で踏みつけられたとも言えましょう。

この件について、ノーベル賞を受賞された本庶佑京都大学特別教授の意見が「東京新聞」(2020年10月20日号)に、「学術会議任命拒否問題 本庶さん警鐘」と記事掲載されていました。

▶執筆者プロフィール



藤澤正徳  
ふじさわ しょうとく

【略歴】

1949年生まれ  
東京学芸大学教育学部A類理科卒業  
龍谷大学大学院博士課程(真宗学)退学  
東京教区基幹運動推進相談員  
中央基幹運動推進相談員  
千代田女学園中学・高等学校長  
東京地区同和問題に取り組む宗教学者連  
帯会議議長(東京同宗連)  
を経て現在  
浄土真宗本願寺派人権問題啓発委員会  
委員長  
一般財団法人同和教育振興会常務理事  
東京教区南組光教寺住職

著書「法に生きる 一私の十二の問いー」  
(永田文昌堂刊行)

た。

(1)

さて、旧臘10日(1948年12月10日)パリにて開催された第3回国連総会において世界人権宣言が採択された)に同朋運動70周年を迎えるの法要(顕道会館)・記念大会(本願寺同朋センター)が挙行されました。

主催は「同朋運動をすすめる7者協議会」(50音順)九州・沖縄同朋運動推進協議会、近畿同朋運動推進協議会、中国・四国同朋運動推進協議会、同朋運動を続

ける会、(一財)同和教育振興会、東日本同朋運動推進協議会、北陸同朋運動推進協議会)です。

多くの人々に呼びかけ、参加していた多くの運動そのものの願いに沿うことですが、コロナ禍中であり、三密を避け、適切な距離を保つ上から参加人数の制限が設けられました。換気をするため、ちよつと寒さを感じることも時にはありました。同朋運動を推進してきた法要大会であるという思いを汲み取ることができ、7者協議会に発展してきた運動の成果を実感しつつ、とても中身の濃い時間が経過し、参加者一同次なる大会宣言

をいたしました。

【同朋運動70周年記念大会宣言】

ここに同朋運動70周年を迎えた。70年前、専修念仏のみ教えと本願寺教団の現実との乖離を見抜いた念仏者が、阿弥陀如来のご本願に自らの生き方を問うことで、教団内の差別を指弾し宗祖親鸞聖人が「御同朋御同行」と言われた本来のあり方を取り戻そうと同朋会を結成した。

この同朋運動の70年の歴史は、み教えを歪曲しみ教えを自らの差別性の正当化に利用する権威主義者から、専修念仏のみ教えを念仏者が阿弥陀如来のご本願と親鸞聖人を苦惱の闇を生きる人々の光明として奪還する闘いであった。

差別者たちは同朋運動の光に目覚めた念仏者たちを悪意や誹謗中傷また数々の苛烈な差別によって、その尊厳を傷つけ弾圧してきた。しかし同朋運動を推進する人々は、決し

てその歩みを止めることはなかった。なぜならば、かつて承元の法難にあつて、権力者たちの弾圧を鮮やかに批判し、如来のご本願の在りかを喝破した親鸞聖人が、私たち念仏者の御同朋であり、支えであつたからである。

かつて同朋運動の60周年の時、教団の権威主義者は「同朋運動は冬の時代」等と揶揄した。しかし現代社会のまさに混沌とした苦悩の現実を顧みる時、部落差別の現実から出発し、ハンセン病問題から感染症差別に取り組み、また葬場勤行のあり方から性差別を問うてきた同朋運動の70年の歴史が、今まさに多くの人の苦しみの闇に照らす光となっていることはもはや自明である。

また今や同朋運動は一人ひとりの念仏者全てに根差した運動になりつつある。一人の念仏者の生き方に根差し、そしてさらにその一人ひとり御同朋として連帯していくという

同朋教団の具体的な姿を、同朋運動の70年の歩みを経て私たちは共有することができている。同朋運動70年の今、私たちには同朋運動の光が示す未来がはつきりと見えている。

ここに同朋運動の70周年を迎え、我々はさらなる同朋運動を推進し、差別・被差別からの解放によって差別の壁を破り、限らない光を受け全ての人が輝ける同朋教団の確立をめざすことを改めて宣言するものである。

未来は同朋運動によってこそ作られる。

2020年12月10日

同朋運動70周年記念大会参加者一同

(2)

これまで述べたように70年間、私たちの教団は同朋運動という運動を進めてきました。浄土真宗本願寺派に身を置く門徒も僧侶も混迷しつつある現代社会であ

ればこそ同朋運動を推進し、同朋教団をめざし、御同朋の社会をめざすならば同朋運動の歩みを学ぶことが大切です。

1950（昭和25）年、それまで本願寺教団の中にあつて、部落差別を受けた全国の門信徒や僧侶が中心となって、差別されていることに抗議し差別をなくすために立ち上がり、目の前にある教団の差別体質や差別構造を問い、結成した同朋会が提唱したのが同朋運動です。

時代時代の差別体質・思潮と対峙し、親鸞聖人のみ教えにかなった同朋教団をめざして闘い・取り組んできた70年間の経緯、内容については『差別・被差別からの解放——西本願寺教団と部落差別——増補改訂版』（二財・同和教育振興会発行）に詳述されております。

また同朋運動50周年（2000年）を迎えた時に、『御同朋、続けていくから未来がある——差別・被差別からの解放をめざして——』（パンフレット）が作成され、各種研修会の際に参加者に配付されてきました。

内容は、「差別に苦しむ人々（被差別者）」「あやまち」（小学校六年生『人権読本 じんけんの詩』より）、「差別とは」、「差別・被差別からの解放」、「同朋運動とは」、「差別事件への取り組み」、「差別の現実からはじめること」六項目から構成されています。

そのなかで「差別」について、次のように定義付けられています。

- ①人與人との間に、事実・架空・偏見を問わずに違いをつける。その違いに「優劣・貴賤・善悪」などの不合理な価値づけをするなどとして、人間の尊厳性を侵す行為。
- ②不合理な価値づけをした他者の尊厳を踏みにじり、それを当然のようにならざるに取る行為。

これらの行為が表面化しても「傍観」「黙認」等をすることも「差別」と呼べるでしょう。具体的な差別行為には、侮辱・誹謗・中傷・無視・排除等があります。

また、「差別の現実からはじめること」

として同朋運動の取り組み姿勢が次のように記載されています。

同朋運動は、常に問題に取り組みむときは、差別の現実から出発すること掲げてきました。それは、差別された人でなかったら、その痛みがわからないからです。差別した者はそのことを忘れて隠したりします。でもされた人は、差別の痛みを忘れることはありません。された者はその痛みや苦しみ、怒りはいつまでも残ります。同朋運動の取り組みは、差別された人の声、その心を聴くことを第一にしました。

同朋運動が言う「差別・被差別からの解放」は、差別されることから、差別することからも解放されることです。

私自身が親鸞聖人の生き方に学んでいく、それが同朋運動です。

親鸞聖人の生き方に学ぶことはお念仏ひとつをえらんでの生活です。その内容は同朋運動としてこの身に実践として現

れてくることといえます。

### (3)

コロナ禍の中での生活を余儀なくされた私たちは、まわりの人々との関わりという点でどこに立っているのか。「人権週間」を迎えて、行政から届いた人権白書を掲載した刊行物に注意してみました。

#### さまざまな人権侵犯事件

〔東京都大田区報〕

■人権とは誰もが生まれながらに持っている権利です。人種、性別、国籍、障がいの有無、年齢などで差別されず、全ての人に平等なものであり、その人がその人らしく幸せに生きていくために尊重されなければならぬものです。

■「令和2年版 人権教育・啓発白書」(法務省・文科省発行)によると、令和元年に新規に救済手続きをした人権侵犯事件は1万5420件

もありません。内訳は「学校におけるいじめ（2944件）」が最も多く、続いて子どもに対する虐待など「暴行・虐待（2298件）」インターネット上での誹謗中傷などの「プライバシー関係（2197件）」と続いています。

■そのほかにも、職場におけるセクシュアルハラスメント、部落差別、障がい者や外国人への差別など、さまざまな人権侵犯事件が報告されています。特に今年は新型コロナウイルス感染症に起因する差別や偏見が社会的な問題となりました。

この数字について、自坊のある大田区の窓口で電話し担当官に次のことを質問いたしました。

住んでいる大田区の人権侵犯事件の実態を知り、その差別の現実に立ちたいと考えたからです。

「この数字は、前の年と比較して変化や違いがありますか」

「今すぐには数字がわからないので、答えるには暫く時間がかかります」

「国の白書としての数字ではありますが、大田区に限ればどのような件数となるのですか」

「調査はしていないので、数字はわかりません」

「不合理な価値づけ」・「人間の尊厳を侵す」・「傍観」・「黙認」・「侮辱」・「誹謗」・「中傷」・「無視」・「排除」は、差別・被差別からの解放、豊かな人権感覚を身につけることとは逆方向に現れてくる内容であります。私たちの社会を注意深く見てみますと、「人権侵犯事件」は私たちの身のまわりで起きていることです。問題にされなくても、そういう事案はもつと多いと思います。それによって、尊厳を踏みにじられ、辛い思いをしている人がいるのです。「無視」・「排除」はする側の問題なのです。

人権を尊ぶことは、世界が最も大切にしている潮流であります。その潮流が大

切にされ生活の中で誰もが普通に実感できる世の中になるよう、同朋運動を柱として念仏者の責任を果たしていきたいと思えます。

参考引用資料

- ① 東京新聞（2020年10月20日・朝刊）
- ② 日本学術会議第25期幹事会記者会見資料（令和2年11月12日）
- ③ 同朋運動70周年大会宣言 2020年12月10日（本願寺同朋センター）
- ④ 差別被差別からの解放―西本願寺教団と部落差別―（同和教育振興会）
- ⑤ 御同朋、続けていくから未来がある―差別・被差別からの解放をめざして―（パンフレット・同和教育振興会）
- ⑥ 東京都大田区報（人権特集号・11月25日号）